

不服申立て事案答申第 238 号

不服申立て事案諮問第 268 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 4 月 13 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 26 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 4 月 13 日に来庁し、処分庁宛ての保有個人情報開示請求書を個人情報総合窓口にて提出したため、窓口担当者が記載事項の確認をしたところ、開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載された内容からは、その内容を特定することができなかった。

そのため、対応した窓口担当者は審査請求人から開示を求める内容を聴取し、審査請求人の確認を得た上で、令和 5 年 3 月 15 日以降、愛知県警察本部刑事総務課、捜査第一課、住民サービス課、地域総務課又は愛知県中警察署地域課の職員と、対面または電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。）と補正し、当該請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、

本件開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要し、期間内に開示決定をすることができないと判断し、延長後の決定期間を令和5年5月26日までとする決定期間延長通知書を審査請求人に通知した。

(ウ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

審査請求人が、本件開示請求で開示を求めた保有個人情報については、開示請求の時点において、

・愛知県警察本部刑事部刑事総務課で保管する警察安全相談等・苦情経過票（令和5年4月5日取扱い）

・愛知県警察本部刑事部捜査第一課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和5年4月5日受理）

の2件を特定した。

(エ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の探索

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、審査請求人が愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）の職員と対面若しくは電話で相談したことで作成された書類であるが、警察職員が審査請求人から苦情、意見又は何らかの申出を受けた場合に作成される警察安全相談等・苦情取扱票の記録をシステムにより探索したが、本件開示請求の時点において対象となる期間で、住民サービス課で管理する保有個人情報は存在しなかった。

(オ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、令和5年5月26日付けで、本件処分をし、審査請求人に通知した。

イ 警察安全相談等・苦情取扱票の作成について

警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成24年愛知県警察本部訓令第4号）に、「警察安全相談」とは、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談と規定され、さらに「警察安全相談等」とは、警察安全相談並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものと規定されている。

また、警察安全相談等・苦情取扱票の作成については、警察安全相談及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成24年務住発甲第27号）に職員は、警察安全相談等を受理したときは、システムにより登録し、印字することにより警察安全相談等・苦情取扱票を作成するものとして規定されている。

しかし、他の定めに基づいて取扱票と同程度の相談に関する記録を作成したときは、その作成を要しない、地理、運転免許証の更新手続等単純な事実の教示等、警察安全相談等に該当しない場合は取扱票の作成を

要しないと警察安全相談等・苦情取扱票の作成を要しない場合も規定されており、警察職員が、電話又は面談において対応した場合でも、その内容によっては、必ずしも警察安全相談等・苦情取扱票が作成されるものではないことが想定されている。

ウ 本件処分の理由

本件開示請求の対象となる保有個人情報については、上述したとおり、開示請求の時点において作成されていないため、存在しないものである。

法第 82 条第 2 項において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」と規定されている。

よって、不開示とした本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報が、本当に無いのか、また、無いことが違法ではないか審査を求める旨主張している。

しかしながら、本件保有個人情報は、前記(1)ア(エ)のとおり、開示請求の時点において、審査請求人の示す期間には作成されておらず、不存在である。

仮に、審査請求人に対する対応があったとしても、書類が作成されていないことについては、作成を要しない場合の規定に該当する内容であれば、何ら違法性はなく、適正な取扱いである。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、令和 5 年 3 月 15 日以降に審査請求人が住民サービス課の職員と、対面または電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。））である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、警察安全相談及び苦情の取扱いに関する規程の運用において、警察職員は、警察安全相談等を受理したときは、システムにより登録し、印字することにより警察安全相談等・苦情取扱票を作成するものとするが、電話又は面談において対応した場合でも、その内容によっては、必ずしも警察安全相談等・苦情取扱票が作成されるも

のではないとのことである。そして、警察安全相談等・苦情取扱票の記録をシステムにより探索したが、本件開示請求の時点において対象となる期間で、住民サービス課で保管する審査請求人に係る保有個人情報には存在しなかったとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報を探索したが、存在しなかったとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和5年3月15日以降、愛知県警察本部住民サービス課の職員と、対面または電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。））

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5.10.4	諮問（弁明書の写しを添付）
6.8.19 (第240回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6.9.30 (第241回審議会)	審議
6.10.29	答申